

葛巻町公式LINEアカウント構築・運用保守業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、葛巻町公式LINEアカウント構築・運用保守業務の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 葛巻町公式LINEアカウント構築・運用保守業務
- (2) 業務内容 別紙「葛巻町公式LINEアカウント構築・運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務履行 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
※システム構築等の詳細なスケジュールについては、委託業者の提案に基づき、町と協議の上決定するものとする。
- (4) 業務委託料 1,320,000円（税込）を上限とする。

3 審査委員会

- (1) 契約候補者の選定に係る企画提案の審査は、葛巻町公式LINEアカウント構築・運用保守業務企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。なお、審査委員会は町関係者で構成する。
- (2) 審査委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された、下記5(2)に定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、葛巻町公式LINEアカウント構築・運用保守業務企画提案審査要領別表に定める評価基準に基づき、審査を行う。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加を申し込む者（以下「参加申込者」という。）に必要とする資格要件は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であることとし、共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (2) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を1法人定めていることとし、管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表すること。
- (3) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 応募時において、国及び他の地方公共団体から指名停止又は指名回避を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 単独で企画提案した参加者は、共同企業体の構成員となることはできないこと。
- (7) 本システムを提供する事業者が、LINEヤフー株式会社が認定する「LINE Technology Partner Premier」に認定されていること。
- (8) 本システムを提供する事業者が、LINEヤフー株式会社が認定する「Govtech Partner 制度」においてパートナー企業に認定されていること。
- (9) 本システムは以下の実績を有すること。

省庁での導入実績	5アカウント以上
都道府県での導入実績	10アカウント以上
市区町村での導入実績	50アカウント以上

- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。本業務で導入するシステムを第三者から調達している場合は、本システムを提供する事業者がプライバシーマーク又はISMS認証を取得していること。
- (11) 提供するシステムのサーバがISMSクラウドセキュリティ認証（ISO/IEC 27017）を取得していること。
- (12) 本システムを提供する事業者又はシステム開発元の実業者が、経済産業省が認定する「DX認定制度」に認定されていること。

5 企画提案書の提出内容

企画提案書は、次の各号に掲げる項目について作成するものとする。企画提案書に用いる文言は、専門知識を有しない者でも理解できるよう留意すること。

- (1) 会社情報
 - ① 会社の概要
 - ② 地方公共団体での実績 ※実績は提案内容と同類又は類似する業務実績を記載すること。
- (2) 業務の実施方針
 - ① 業務の基本方針
 - ② 業務実施工程表
 - ③ 特に重視する配慮事項等
 - ④ 再委託等の有無及び予定
- (3) 提案機能
 - ① 機能（利用者・管理者）の概要や特徴
 - ア 「葛巻町公式LINEアカウント構築・運用保守業務仕様書」に定める各機能の概要や特徴
 - イ 管理者側の画面や操作方法
 - ウ 管理者側の事務負担を軽減する工夫や特徴
 - ② セキュリティ・実施体制
 - ア 情報漏洩を防止するためのセキュリティ対策やサーバの保管など
 - イ 障害発生時の対応
 - ③ 導入支援・動作検証
 - ④ 運用保守及び運用に関するサポート
 - ⑤ 追加提案

本実施要領及び仕様書に記載のない事項で、友だち登録者増加、利用者・管理者の利便性向上、管理者の事務負担軽減、効果的な情報発信などに関する提案があれば記載すること。また、提案は本業務の委託料の範囲内で実現可能か、別途費用が必要になるか明示すること。

(3) 費用積算内訳書

- ① 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。（任意様式）
- ② 費用積算内訳書は企画提案書とは別に作成し、提出すること。

6 本プロポーザルへの参加

(1) 資料の取得

本プロポーザルの実施要領等は、葛巻町のホームページより取得すること。

トップページ [https:// www. town. kuzumaki. lg. jp/](https://www.town.kuzumaki.lg.jp/)

「生活情報」→「町政情報」→「いらっしやい葛巻推進」

【交付資料】・実施要領（本書）

- ・企画提案審査要領
- ・業務仕様書

(2) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ① 受付期間 令和8年9月18日（金）午後5時まで
- ② 受付場所 葛巻町いらっしやい葛巻推進課（連絡先は下記「13問い合わせ先」を参照）
- ③ 提出方法 質問書（様式1）に簡潔に記入の上、原則、電子メールにより提出すること。
- ④ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて全参加者に電子メールで通知する。
- ⑤ 回答期日 令和8年9月25日（金）

(3) 参加申込書の提出

- ① 参加申込書（様式2）は、次の資料を添付して提出すること。
 - ア 会社概要書（任意様式）
 - イ 同種業務又は類似業務の完了実績書
（任意様式、業務完了実績については最大で3件まで記載すること）
 - ウ 法人税、事業税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを確認できる書類
- ② 提出期限 令和8年10月1日（木）午後5時まで
- ③ 提出先 葛巻町いらっしやい葛巻推進課（連絡先は下記「13問い合わせ先」を参照）
- ④ 提出方法
 - ・持参又は郵送により提出すること。
 - ・持参の場合は、提出期限までの平日で、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に届けること。
 - ・郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- ⑤ 留意事項 上記書類を提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

(4) 企画提案書の提出

- ① 提出部数 5部（正本1部、副本4部）

- ② 提出期限 令和8年10月9日（金）午後5時まで
- ③ 提出先 葛巻町いらしやい葛巻推進課（連絡先は下記「13問い合わせ先」を参照）
- ④ 提出方法
- ・持参又は郵送により提出すること。
 - ・持参の場合は、提出期限までの平日で、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に届けること。
 - ・郵送の場合は封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明書付き書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。
- ⑤ 留意事項
- ・提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
 - ・企画提案書等は、提出後の書替え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
 - ・企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者保有者等から承諾を得ること。

7 企画提案書の評価基準

評価項目	評価事項	配点
(1) 基礎評価 【35点】	① 業務実績 ・同等の業務実績を有するか。 ② 本業務に対する取組 ・構築から運用開始までのスケジュールが明確なものか。 ・適切に実施できる人員及び体制を有するか。 ・取組意欲を感じられるか。 ③ 見積価格 ・システム構築及び運用保守に係る見積価格が提案上限額内で、提案内容と照合して妥当な価格であるか。	10点 5点 5点 5点 10点
(2) システム・特徴評価 【75点】	① リッチメニュー ・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。 ② アンケート機能 ・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。 ③ セグメント配信 ・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。 ④ チャットボット機能 ・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。 ⑤ 通報機能 ・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。 ⑥ 通知機能	5点 5点 5点 5点 5点

	・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。	5点
	⑦ 予約機能 ・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。	5点
	⑨ 二次元コード複数発行機能 ・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。	5点
	⑩ スタンプラリー機能 ・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。	5点
	⑪ ポイント付与機能 ・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。	5点
	⑫ 抽選機能 ・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。	5点
	⑬ 分析機能 ・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。	5点
	⑭ 管理機能 ・利用者及び管理者にとって、使いやすいものとなっているか。視認性及びデザインに優れているか。	5点
	⑮ 独自提案 ・仕様書に定めのない事項で、実現可能かつ利用者及び職員の利便性向上に資する提案となっているか。	10点
(3) その他評価 【30点】	① 構築に関する支援 ・運用開始に向けた構築のサポートが手厚く、事業者の責任をもってアカウントを公開させる内容となっているか。 ・職員に対する研修は十分な内容となっているか。	5点 5点
	② セキュリティ ・確保のための措置は十分な内容となっているか。	10点
	③ 運用・保守 ・運用開始後、サービスの安定運用のための定期的な保守がなされているか。また、障害発生時などの対応は十分な内容となっているか。 ・将来的なニーズの変化に合わせた対応やシステムの拡張性を期待できるか。	5点 5点

8 無効となる企画提案書

企画提案書が以下の条件の一つに該当する場合には、提案が無効となることがあること。

- (1) 提出期限を過ぎた場合（ただし、不慮の事故等、正当な理由がある場合を除く。）
- (2) 企画提案書に虚偽の記載がある場合
- (3) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合
- (4) 上記 2 (4) の予算額を超えた場合
- (5) その他、要領に違反した場合

9 プロポーザルの参加辞退

- (1) プロポーザル参加申込書の提出を行った者が、本プロポーザルを辞退する場合は、令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 5 時までに「プロポーザル参加辞退届（様式 3）」を、葛巻町いらっしやい葛巻推進課（連絡先は下記「13 問い合わせ先」を参照）に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 本プロポーザルの参加を辞退した者は、これを理由として、以降町が実施する他の企画提案募集等について不利益な取り扱いを受けることはない。

10 契約候補者の選定

- (1) 契約候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、「企画提案審査要領」に基づき、審査委員会において行う。

- (2) 審査委員会の開催 ※詳細は別途通知予定。

- ① 開催日時 令和 8 年 10 月 20 日（火）
- ② 開催場所 くずま〜る 3 階 3 A 会議室
- ③ 開催方法 ・審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、追加資料等の提出は一切認めない。
・プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし事前に申し出るものとする。
・プレゼンテーションの時間は 1 者あたり 25 分（説明 15 分、質問 10 分）とする。なお、都合により 1 者あたりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
・プレゼンテーションは非公開とする。

- (3) 契約候補者の決定

- ① 町は、審査委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の契約候補者を決定する。契約候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものである。
- ② 審査結果は、契約候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ③ 第 1 順位の契約候補者が契約を締結しない場合は、次点者と契約の交渉を行う場合があること。

11 公正なプロポーザル実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 参加者は、プロポーザルにあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 その他

- (1) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。
 - ① 参加者が町に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - ② 提出書類は返却しない。
 - ③ 提案内容に含まれる特許権等、国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (2) 本プロポーザルに参加する経費は、すべて参加者が負担するものとする。

13 問い合わせ先

葛巻町いらっしやい葛巻推進課

〒028-5495 岩手県岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1（複合庁舎くずま〜る4階）

【電話】0195-65-8983 【FAX】0195-65-8995

メール kuzumaki1103@town.kuzumaki.lg.jp